

ゼロカーボンシティの実現に向けた連携に関する協定書

白井市（以下「甲」という。）と京葉瓦斯株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙双方が持つ資源を有効活用した官民連携による「オール白井」の取り組みを推進することにより、「ゼロカーボンシティ」及び「地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち（白井市第3次環境基本計画基本目標2）」の実現を目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、協力する。

- （1）再生可能エネルギーの普及拡大に関すること
- （2）省エネルギーの促進に関すること
- （3）脱炭素型まちづくりの促進に関すること
- （4）気候変動への適応の実践に関すること
- （5）その他ゼロカーボンシティの実現に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携協力事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の書面による承諾を得ずに、第三者に開示または漏洩してはならない

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。

（協定書の有効期間等）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも協定の解除の申し立て等がない場合には、有効期間が満了する日から1年間更新するものとし、以降の期間についても同様とする。

（その他）

第6条 本協定書に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し協議等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙の代表者が署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年8月2日

甲 千葉県白井市復1123
白井市
白井市長

箕井喜久雄 

乙 千葉縣市川市市川南2丁目8番8号
京葉瓦斯株式会社
取締役社長
社長執行役員

羽生弘 